

ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」契約

私は、株式会社モビット（以下「保証会社」という。）の保証による「ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」を株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）へ申込み、金銭消費貸借契約を締結するにあたり、次の各条項を約します。

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 私は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）まで毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通通帳・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手により返済用預金口座から払い戻しの上、毎回の元金金の返済をいたします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することとなります。
- 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、元金返済額と損害金の合計額相当額が預け入れられたまで、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いはできるものとします。

第2条（繰上返済）

- 私が、本契約による債務を期限内に繰り上げて返済できる日は金銭消費貸借契約書に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済の10日前までに銀行へ通知するものとします。
- 繰上返済により半年ごと増額返済部分の未払戻金がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
- 繰上返済をする場合は、銀行店頭に表示された手数料を支払うものとします。
- 部繰上返済をする場合は、前3項によるほか、次のとおり取扱うものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、金銭消費貸借契約書に定める半年ごと増額返済日とします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日につき1月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日につき6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済日時の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する利率は、金銭消費貸借契約書に記載のとおりとし、変わらぬものとします。	

第3条（期限内の全額返済義務）

- 私が以下の各号の事由の一つでも生じた場合には、私は本契約による債務全額について期限の利益を失い、金銭消費貸借契約書に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - 私が返済を遅延し、銀行から書面および督促をもって、次の返済日までに元金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。
 - 私が住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の存在が不明となったとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各号場合には、私は、銀行からの請求があったとき、本契約による債務全額について期限の利益を失い、金銭消費貸借契約書に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - 私が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 私が第1条または第9条の契約に違反したとき。
 - 私が支払停止をしたとき。
 - 私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 私がについて、民事再生手続または個人民事再生手続開始の申立その他類似手続開始の申立があったとき。
 - 前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第3条の2（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼう口または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 私が事業を営む場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的に責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に際し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 虚偽を流布し、虚言を述べ、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもつづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、銀行から請求があり次第、当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。
- 前項の規定の適用により、私が損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私がその責任を負います。

第4条（銀行からの相殺）

- 銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもので、または前条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、私の銀行に対する預金その他の債権等とを、その債権の期限のいかににかかわらず、相殺することとします。ただし、書面により同意するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利率および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等に定めのとおりとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条（借主からの相殺）

- 私は、本契約による債務と期限の到来していない私の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は金銭消費貸借契約書に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第2条に準じるとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押し印して銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等に定めのとおりとします。

第6条（債務の返済等における適用）

- 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてることができることができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 私から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、私はどの

ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」保証委託約款

私は、株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）に「ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」による金銭消費貸借契約（以下「貸付契約」という。）において負担する債務について、株式会社モビット（以下「保証会社」という。）に以下の規定に基づく保証を委託します（以下「この取引」という。）。

第1条（委託の範囲）

- 私が株式会社モビット（以下「貴社」という。）の保証を委託する債務の範囲は、「金銭消費貸借契約」（以下「原契約」とい）にもつづく、貴社株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われるものと異議ありません。
- 原契約の内容が変更されたときは、本契約にもつづく保証委託の内容及も当然に変更されるものとします。
- 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定後、私の責任の範囲で原契約における貸付を実行したときに成立するものとします。
- 本契約にもつづく保証委託の効力は、原契約にもつづく私が銀行に対し、負担する債務が残存する間、継続するものとします。

第2条（債務の弁済）

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元金元金とも相違なく支払い、貴社に一切負担をかけるものとします。

第3条（保証の解除）

保証債務が履行済みであるかを問わず、貴社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、貴社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。

第4条（代位弁済）

- 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。
- 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権）

- 前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに貴社に支払います。
 - 前条により貴社が代位弁済した金額。
 - 貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
 - 前号①、②の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償権の履行を完了する日まで、年14.86%の割合（年365日の日割計算。ただし、1つある場合、年366日の日割計算）による遅延損害金。
 - 貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第6条（求償権の事前行使）

- 私が次の各号のいずれかに該当した場合は、私は第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部については求償権を行使しても異議ありません。
 - 銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 相殺公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。
- 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免請求求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

の債務の返済または相殺にあてることができる指定を受けることができます。なお、私かどの債務の返済または相殺にあてることができる指定しなかったときは、銀行が指定することができるが、私はその指定に対して異議を述べないものとします。

- 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じた場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してこの債務の返済または相殺にあてることができる指定を受けることができます。
- 第7条（担保の提供）

第7条（担保の提供）

私は、私に信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人等をたてるものとします。

第8条（代位証書等の差入れ）

事業、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、私は、銀行の請求によって代位証書等を差し入れるものとします。

第9条（印鑑照合）

銀行が、この取引に关する諸届その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに銀行に書面で届け出るとします。

私が前項の届け出を怠ったため、銀行が私から届出の届出のあった氏名、住所において通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第10条（諸費用の負担）

本契約に関する次の各号に掲げる費用は、私が負担するものとします。

- 私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- その他本契約に関し、私が負担すべき収入印紙代その他一切の費用。

第11条（諸費用の預金口座よりの引落し）

私は、前条の諸費用について、銀行所定の日に普通預金通帳、総合口座通帳および同払戻請求書にて、返済用預金口座から引き落とし、あるいは借入金から差し引きするうえ、銀行または保証会社の支店に委任してこの旨を通知し、同意するものとします。

第12条（届け出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに銀行に書面で届け出るとします。
- 私が前項の届け出を怠ったため、銀行が私から届出の届出のあった氏名、住所において通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第13条（報告および調査）

- 私は、債権保全上必要と認めて請求をした場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 私は、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第14条（債権譲渡）

- 私は、将来本契約による債権を他の金融機関に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）が代理人になることがあります。この場合、私は、銀行に対して、従来より金銭消費貸借契約書に記載する方法により、毎回の元金返済額を支払うことに同意し、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第15条（契約の変更）

本契約の内容を変更する場合（金銭消費貸借契約書に記載の利率および損害金の割合を変更される場合を除く。）銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本店に提示するかまたは書面で私に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容による本契約を履行します。

第16条（合意管轄）

本契約にもつづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または金銭消費貸借契約書に記載の取次店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

＜個人信用情報機関の登録＞

以上

- 私は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。）ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために使用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不審の有無等を含む。）電話番号、勤務先等の個人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6カ月を超えない期間、取引停止処分開始から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する、苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護に適切な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前2項に定める個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されておりあります。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関が行います（銀行ではできません）。
 - 銀行が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター
http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html
☎03-3214-5020
 - 同機関と提携する個人信用情報機関
株式会社日本信用情報機構（JICC）
http://www.jicc.co.jp/
☎0120-441-481
株式会社シー・アイ・シー（CIC）
http://www.cic.co.jp/
☎0120-810-414

以上

第7条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により弁済されたものと異議ありません。なお、私にたいして貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条（通知義務等）

- 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれがある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。
- 氏名、住所、勤務先等の届け出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届け出いたします。
- 私が前項の届け出を怠ったため、貴社が、私から届け出のあった氏名、住所において、通知または送付書類を発送した場合は、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条（成年後見人等の届け出）

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届け出いたします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届け出いたします。
- 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1、2と同様に届け出いたします。
- 私またはその代理人は、前項1から3の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出いたします。
- 前項1から4の届け出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけるものとします。

第10条（公正証書の作成）

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第11条（管理・回収業務の委託）

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第12条（債権の譲渡）

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第13条（規約の変更）

- 約款の内容を変更した場合、貴社が私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。
- 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもつづく取引をした場合、私は私がかその変更内容を承諾したものとみなします。

第14条（費用の負担）

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いには貴社の所定の方法に従います。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、訴訟に関わらず貴社本店（営業所も含む。）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

株式会社モビット
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号

以上

ホームページ